

記入例

年 月 日

騒音に係る特定施設の種類の数等変更届出書

富山県知事
市町村長 殿

代表者の氏名等を記入する。
(代表権のない者(例えば工場長等)が届出する場合は、委任状の添付が必要)

届出者 住所〇〇県〇〇市〇〇 〇番地
氏名株式会社〇〇
代表取締役〇〇 〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

富山県公害防止条例第11条第2項の規定により、騒音に係る特定施設の種類等の変更について、次のとおり届け出ます。

特定施設の設置場所を記入する。
(本社等の所在地ではない。)

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇 高岡工場 (電話番号) 0766-〇〇-〇〇〇〇	※	年 月 日	
工場又は事業場の所在地	高岡市〇〇 〇番地 (郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇	※	受理年月日	年 月 日
公害防止のための管理責任者職氏名	〇〇 〇〇	※	前回届出番号	第 号
常時使用する従業員数	100人	※	整理番号	
騒音に係る特定施設ごとの種類	別紙のとおり	※	施設番号	
騒音の防止の方法	別紙のとおり	※	備考	
変更予定年月日及び変更の理由	〇年〇月〇日 生産量増加のため			
※ 市町村長の意見又は審査結果				

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 届出者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

騒音に係る特定施設の種類ごとの数及び騒音の防止の方法の変更について

騒音に係る特定施設の種類の種類		型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
番号	名称			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)
1-ホ	機械プレス	〇〇社製 〇〇- 〇〇	980kN (100t)	1	3	8:30	8:30	17:00	17:00
2	圧縮機	〇〇社製 〇〇	7.5kW	2	5	8:30	9:00	17:00	16:00
騒音の防止の方法	変更前 屋内に設置					変更後 屋内に設置 消音器の設置 防音壁の設置			

備考 1 騒音に係る特定施設の種類の番号、名称欄には、富山県公害防止条例施行規則別表第1の4に掲げる項番号及び(1)、(2)等の細分があるときは、その番号並びに名称を記載すること。

2 騒音の防止の方法の欄の記載については、変更前及び変更後の内容を対照させ消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じている措置又は講じようとしている措置及び境界線上における音の大きさ(防音措置後の見込みの音を含む。)等の概要をできる限り図面、表等を利用して明らかにすること。

富山県公害防止条例施行規則別表第1の4

1 金属加工機械

- (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)
- (2) 製管機械
- (3) ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
- (4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- (5) 機械プレス(呼び加圧能力294キロニュートン以上のものに限る。)
- (6) せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
- (7) 鍛造機
- (8) ワイヤフォーミングマシン
- (9) プラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)
- (10) タンブラー
- (11) 自動やすり目立機(原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。)
- (12) ニューマチツクハンマー(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
- (13) 高速切断機(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)

2 圧縮機、送風機及び蒸気タービン(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

3 粉碎機

- (1) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- (2) 食用品加工用粉碎機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- (3) その他の用に供する粉碎機(破碎機及び摩砕機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

4 繊維機械

- (1) 織機(原動機を用いるものに限る。)
- (2) 紡績機械
- (3) 編組機(原動機を用いるものに限る。)
- (4) 撚糸機(原動機を用いるものに限る。)

5 建設用資材製造機械

- (1) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)
- (2) アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)

6 木材加工機械

- (1) ドラムバーカー
- (2) チツパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- (3) 碎木機
- (4) 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- (5) 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- (6) たてのご盤(原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)
- (7) かんな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)

7 抄紙機

8 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

9 合成樹脂用射出成型機

10 鋳型造型機(ジヨルト式のものに限る。)

11 電気炉(変圧器の定格出力が500キロボルトアンペア以上のものに限る。)

12 フラスナー自動植付機

13 集じん装置(送風機を使うものに限る。)

14 デイゼルエンジン及びガソリンエンジン(移動式のもの及び出力が7.5キロワット未満のものを除く。)

15 走行クレーン

- (1) 天井走行クレーン(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- (2) 門型走行クレーン(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)